

報道資料

令和5年8月8日
障害福祉課
社会参加・障害理解促進係
森本・坂本
0742-27-8922 (内2839)

身体障害者手帳情報と個人番号の紐付け誤りについて

県が実施している身体障害者手帳の発行事務において、身体障害者手帳情報に誤った個人番号が紐付けられていた事案が判明しました。

身体障害者手帳は、身体に障害のある方が各種の福祉サービスを受けるために必要となるもので、申請の受付は市町村が、発行は県が行っています（中核市である奈良市を除く）。

1 概要

身体障害者手帳の交付申請を受け付けた市町村において、誤って同じ市町村在住の別の方の個人番号を申請書に記載したため、市町村から申請書の進達を受けた県が、身体障害者手帳情報に申請書に記載のあった別の方の個人番号を紐付けたものです。

2 経緯

令和2年（新規申請）

4月1日 A氏の身体障害者手帳の交付申請時に、受付を行ったX市町村において、同じ市町村の身体障害者手帳所持者であるB氏の個人番号を誤って交付申請書の個人番号欄に記載

4月15日 X市町村から県へ、誤った個人番号が記載された交付申請書の進達

6月1日 県障害福祉課が、A氏の身体障害者手帳情報とB氏の個人番号との紐付け業務を実施

令和5年（再交付申請）

6月21日 X市町村から県へ、A氏の身体障害者手帳の再交付申請書の進達

6月22日 県で内容を確認したところ、再交付申請書に記載された個人番号が、令和2年に登録した個人番号と違っていたことから判明

3 誤りの原因

令和2年の申請時に、マイナンバーカードの持参がなかったため、X市町村の職員が住基ネットでマイナンバーを確認し記入しようとしたところ、同日に進達予定のB氏の個人番号を申請書に誤って転記したことによるものです。

4 個人が特定される情報の流出等

県で紐付け作業を行った日（令和2年6月1日）よりも前に、B氏は死亡されており（令和2年5月10日死亡）、個人番号も失効していることから、個人が特定される情報の流出等はありません。

5 再発防止に向けて

- 今回の事例を市町村に共有し、申請者からマイナンバーカードの提示がなく、申請時に市町村が住基ネットにより個人番号を確認する際は、複数名でのチェックを徹底するように依頼します。
- 国は、マイナンバーの紐付け総点検の中で、再発防止策として「マイナンバー照会の手法や登録の手続きなどについて、国レベルで詳細な横断的なルールを定める」考えを示しており、その内容も注視しながら、県でも今回の事例を受け、身体障害者手帳システムで同じ個人番号が登録できないようにするなどのシステム改修を早急に検討してまいります。